

## 平成27年第2回羅臼町議会臨時会（第1号）

平成27年5月22日（金曜日）午前10時開会

---

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 町長行政報告  
日程第 5 議案第34号 羅臼町副町長の選任につき同意を求めることについて  
日程第 6 議案第30号 平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算  
日程第 7 議案第31号 平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算  
日程第 8 議案第33号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  
(日程第7 議案第31号及び日程第8 議案第33号2件一括)  
日程第 9 議案第32号 羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 

### ○出席議員（10名）

議 長	10番	村 山 修 一 君	副議長	9番	佐 藤 晶 君
	1番	加 藤 勉 君		2番	田 中 良 君
	3番	高 島 讓 二 君		4番	宮 腰 實 君
	5番	小 野 哲 也 君		6番	坂 本 志 郎 君
	7番	松 原 臣 君		8番	鹿 又 政 義 君

---

### ○欠席議員（0名）

---

### ○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長	湊 屋 稔 君	副 町 長	鈴 木 日出男 君
教 育 長	山 崎 守 君	企画振興課長	川 端 達 也 君
総 務 課 長	太 田 洋 二 君	税務財政課長	高 橋 力 也 君
納税担当課長	長 屋 修 二 君	環境生活課長	五十嵐 勝 彦 君
保健福祉課長	対 馬 憲 仁 君	保健福祉課長補佐	洲 崎 久 代 君

地域包括支援センター課長	齊 藤 健 治 君	水産商工観光課長	堺 昇 司 君
水産商工観光課長補佐	平 田 充 君	水産商工観光課長補佐	田 澤 道 広 君
建設水道課長	北 澤 正 志 君	学 務 課 長	中 田 靖 君
社会教育課長	石 田 順 一 君	会 計 管 理 者	野 理 幸 文 君

---

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長 松 田 伸 哉 君 次 長 丸 山 晃 君

---

午前10時00分 開会

---

◎開会・開議宣告

---

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成27年第2回羅臼町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、1番加藤勉君及び4番宮腰實君を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

---

○議長（村山修一君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定いたしました。

---

◎日程第3 諸般の報告

---

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は、議長の手元に保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

---

◎日程第4 町長行政報告

---

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 行政報告を行います。

幌萌地区、海岸隆起及び地すべりについてであります。

このことにつきましては、第1回臨時議会において状況報告をさせていただきましたが、その後の状況について御報告をさせていただきたいと思っております。

海岸への土砂流失防止や被災箇所の観測、調査、監視体制について北海道に要請をしておりましたが、現地の地形や地質調査をするための測量及びボーリング調査と、6カ月間継続して地すべりを監視し、大きな動きがあれば国土交通省で定めた基準を使ったサイレンや回転灯を点灯し、避難勧告やさらなる立ち入りの規制等に役立てるひずみ計観測等を用いた監視業務、さらには隆起した部分の変動調査を実施するとの報告を受けておりましたが、早速5月11日から委託業者が現地に入って作業中であります。

なお、調査期間は現在のところ12月25日までの日程としており、これらをもとに地すべりの原因を解明するとともに、今後に向けた効果的な対策を計画することと聞いております。

今後調査機関などから情報提供をいただくとともに、関係機関と協議しながら対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

ここで、暫時休憩します。

午前10時03分 休憩

---

午前10時04分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

---

◎日程第5 議案第34号 羅臼町副町長の選任につき同意を求めることについて

---

○議長（村山修一君） 日程第5 議案第34号羅臼町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案第34号羅臼町副町長の選任につき同意を求めることについて。

羅臼町副町長に次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同

意を求めるものであります。

住所につきましては、目梨郡羅臼町麻生町43番地でございます。氏名につきましては、鈴木日出男。生年月日、昭和27年3月18日、63歳でございます。任期につきましては、平成27年6月22日から平成31年6月21日まででございます。

鈴木日出男氏は、昭和45年より羅臼町職員として長年勤務しており、平成19年より8年間副町長としての経験もあり、識見ともに副町長として最適任でありますので、満堂の御賛同を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第34号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第34号羅臼町副町長の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

午前10時06分 休憩

---

午前10時07分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

ここで、副町長に選任されました鈴木日出男君より発言の申し出がありましたので、これを許します。

鈴木日出男君。

○副町長（鈴木日出男君） お許しをいただきましたので、一言御挨拶をさせていただきます。

ただいま、副町長の選任につきまして、議員皆様の御高配により全会一致で同意をいただきまして、三度就任させていただくことになりました。心から御礼申し上げます。大変光栄でありますとともに、その職責の重大さを改めて身の引き締まる思いをいたしているところでございます。

これまで、前脇町長のもとで議員皆様方に多くの指導をいただいていた経験を生かし、湊屋町長が進める町民の皆さんと一緒に考え行動していく、このまちづくりのために職員とともに町民の声をよく聞き、町民のための行政運営を誠心誠意努力してまいりたいと考えてございます。

議員の皆様方におかれましても、なお一層の私に対する御指導、御協力をお願い申し上げ

げまして、お礼の言葉とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

---

◎日程第6 議案第30号 平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

---

○議長（村山修一君） 日程第6 議案第30号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案第30号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算でございます。

また、この後予定されております議案31号、32号、33号につきまして、副町長並びに担当課長から内容について説明をさせますので、御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

議案第30号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成27年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,816万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億9,379万6,000円とする。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入。

18款1項繰越金1,473万2,000円を追加し、1,473万3,000円。

19款諸収入1,343万5,000円を追加し、4,906万6,000円。4項雑入1,343万5,000円を追加し、4,853万円。

歳入合計2,816万7,000円を追加し、35億9,379万6,000円。

歳出でございます。

3款民生費2,473万2,000円を追加し、4億4,843万3,000円。1項社会福祉費2,473万2,000円を追加し、3億5,166万9,000円。

8款教育費3,433万5,000円を追加し、3億1,274万5,000円。3項中学校費2,463万3,000円を追加し、8,584万9,000円。5項社会教育費97万2,000円を追加し、2,758万7,000円。

歳出合計2,816万7,000円を追加し、35億9,379万6,000円。

4ページをお願いいたします。

事項別明細書の説明でございます。

18款1項1目繰越金1,473万2,000円の追加でございます。補正する一般財源を繰越金に求めているものでございます。

19款諸収入4項雑入3目雑入1,343万5,000円の追加でございます。豪雪による公共施設の復旧に伴います費用の一部を、町有物件災害共済費に求めるものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

3款民生費1項社会福祉費2目社会福祉施設費2,473万2,000円の追加でございます。豪雪によりまして、知松福祉館の集会部分が崩落し、面積を縮減して改修することとしたものでございます。この改修に当たりましては、知昭町内会、松法町内会の役員の皆様方の御意見もいただきながら、最善の補修ということで実施をするものでございます。

なお、改修する詳細の図面につきましては、参考資料1ページに示してございますので、後ほどお目通しをいただければというふうに思います。

8款教育費3項中学校費1目学校管理費246万3,000円の追加でございます。羅臼中学校の、これも豪雪による被害があったものでございまして、羅臼中学校の体育館の集合煙突2本、校舎に1本、それぞれ3本あるわけですが、体育館の1本が既にもう倒壊をしてしまったと。あと残り1本、校舎の1本につきましても老朽が著しく、このまま放置すると危険というようなこともございますので、3本とも撤去をするという内容でございます。

5項社会教育費2目公民館費97万2,000円の追加でございます。このことにつきましても、豪雪による圧迫によりまして公民館の外壁が破損をしたところでございまして、その修繕でございまして、その費用につきましては全額災害共済金を充てるものとしてございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第30号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第30号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第30号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第31号 平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算

◎日程第8 議案第33号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長（村山修一君） 日程第7 議案第31号平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算及び日程第8 議案第33号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 議案の8ページをお願いいたします。

議案第31号平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成27年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

9ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1款1項国民健康保険税1,298万1,000円を減額し、4億1,286万1,000円。

9款繰入金1,298万1,000円を追加し、9,408万円。2項基金繰入金1,298万1,000円を追加し、4,491万3,000円。

歳入合計、補正額はございません。歳出の補正額もございません。

11ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

歳入でございます。

1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税から1,298万1,000円を減額するものでございます。内容につきましては、国民健康保険税の当初課税に当たり、課税額の試算を行ったところ、予算計上額に不足を生じる見込みとなったことから、医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分をそれぞれ減額するものでござい

す。

9款繰入金2項1目基金繰入金に1,298万1,000円を追加するものでございます。内容につきましては、国民健康保険税の当初課税に当たり不足を生じる見込みとなりました1,298万1,000円について、現在の経済状況や平成29年度に国民健康保険の都道府県化が行われることが示されている状況などを踏まえ、税率改正により被保険者に求めることは行わず、財政調整基金繰入金に財源を求める財源調整を行うものでございます。

なお、このことによりまして、基金の残高は5,158万8,000円となるものでございます。

13ページ、歳出の補正額はございません。

なお、この補正予算につきましては、%月19日開冬の第3回国 ㉔ 運集協議型に諮唱し、原案のとおり答申をいただいているもbでございますことを御報告させていただきます。Й ㉕ □ 参考資料2ページの資料2、平成27并度国民健康保険溢業特別会計予算総括資料につきましては、傍ほどお目通しを願㉖ます。

㉕ □ 参考資料2ページの資料2、平成27并度国民健康保険溢業特別会計予算総括資料につきましては、傍ほどお目通しを願㉖ます。

壺以上でございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。

議案第33号綾白町国民健康保険雙杖 ㉗ の一部を改正する条例制突について。 羅白町国民健店倅險价条例の一部を改歳する条例ん、却紙のへおり制定する。 ㉘ 39ページをお願いします。

羅白町国民健店倅險价条例の一部を改歳する条例ん、却紙のへおり制定する。 ㉘ 39ページをお願いします。

39ページをお願いします。

羅白町誦民畷康倅險税捡例の一部を改正す ㉙ 条例も

羅白町国民健康倅險税睡例は一鈍を欠の くう ㉚ 改正す㉛。

改正の理由でございますが、地方税法施行令ま改正が行われ、国民健康保険税の課税限度顔の見直し及び低所得脅に対す恪軽減措置の対象となる世帯の軽減判定についての見直しが行われたせめ、所要の改歳を行うものでございます。

儻た、国の法改正により、替例陌割筭14項の改正叫うち「配当所得」を「利子所得、配彗所得及び雑所得」に改める部に ㉜ いて、曠成28年1月1日から施行とする規駿を追加すわものでございます。

改正丹忖罅につきましては、別冊の参考資料より説明させていただきますので、参考資料41ページの資料5をお開き願います。

改正の内容でございます。

資料の中段左側が現行、右側が改正後の内容を示しておりますが、改正となる項目は2

点でございます。

1点目は、右側の点線で囲まれました、I課税限度額の見直しでございます。

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を51万円から52万円、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を16万円から17万円に、それぞれ1万円引き上げ、介護納付金課税額に係る課税限度額を14万円から16万円に2万円引き上げ、課税限度額の合計は81万円から85万円となるものでございます。

2点目は、同じく右側の中段に経済動向を踏まえ、軽減判定所得を見直しでございます。

国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を24万5,000円から26万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を45万円から47万円に、それぞれ引き上げるものでございます。

議案の31ページにお戻りください。

改正条文でございます。

第2条第2項ただし書き中、51万円を52万円に改め、同条第3項ただし書き中、16万円を17万円に改め、同条第4項ただし書き中、14万円を16万円に改める。

第23条中、51万円を52万円に、16万円を17万円に、14万円を16万円に改め、同条第2号中、24万5,000円を26万円に改め、同条第3号中、45万円を47万円に改める。

附則といたしまして、施行期日、第1条、この条例は平成27年4月1日から適用する。

適用区分、第2条、改正後の羅臼町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正。

第3条、羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第1条に、次のただし書きを加える。

ただし、附則第14項の改正規定「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限るは、平成28年1月1日から施行する。

なお、この条例改正につきましても、5月19日開催の第3回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

また、参考資料42ページから43ページの資料6、新旧対照表につきましては、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。  
これから、議案第31号及び議案第33号の2件を採決します。  
この採決は、1件ずつ起立によって行います。

議案第31号平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第31号平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第33号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第33号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第32号 羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定について

---

○議長（村山修一君） 日程第9 議案第32号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（高橋力也君） 議案の15ページをお願いします。

議案第32号、羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定について。

羅臼町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

16ページをお願いします。

羅臼町町税条例等の一部を改正する条例。

今回の改正につきましては、去る3月31日に交付となりました地方税法等の一部を改正する法律第2号に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正条例につきましては、16ページから29ページに記載しておりますが、改正の内

容につきましては、別冊としてお手元に配付してございます参考資料の3ページ、資料3の羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定説明資料にて、主な改正要旨と適用関係について御説明申し上げます。

それでは、改正要旨の1番目、軽自動車税のグリーン化特例であります。

今回の軽課対象は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について導入するものであり、軽課する年度も28年度のみとなっております。

対象車両及び軽課割合は下表にあるとおりでありまして、適用年月日は平成27年4月1日からであります。

次に、下段にある二輪車に係る税率の引き上げ時期、1年延期については、さきの臨時会での専決処分でご説明したとおりでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

たばこ税の税率の特例であります。

改正の内容にもあるように、旧3級品の特例税率を平成28年4月1日から平成31年4月1日までに4段階で税率引き上げを実施することとしました。具体的な引き上げ税率は下表のとおりでありまして、適用年月日は平成28年4月1日からであります。

附則として、施行期日、第1条、この条例は交付の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1号から3号までの詳細については、議案に記載のとおりでございます。

また、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税に関する経過措置として、第2条から第5条までの詳細につきましては、議案に記載のとおりでございます。

以上でございますが、次の5ページから40ページの資料4、羅臼町町税条例等の一部を改正する条例新旧対象表につきましては、後ほどお目通し願います。

以上よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第32号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第32号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第32号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

## ◎閉会宣告

---

○議長（村山修一君） これで、本日の日程は全部終了しました。  
会議を閉じます。  
平成27年第2回羅臼町議会臨時会を閉会します。  
ありがとうございました。

午前10時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員